

保護者各位

東京成徳大学中学・高等学校（中高一貫部）
校長 木内 秀樹

学校感染症による登校停止の扱いについて（通知）

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、生徒が感染症に罹患している疑いがある場合、或いは罹患している場合、本人の休養と他者へのまん延及び流行を防止するため、学校は出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

お子さまが、医師から「感染の恐れがある疾患」と診断された場合は、すみやかに学校に連絡し、ご家庭でゆっくりと休養してください。なお、「学校で予防すべき感染症及び登校停止期間の基準」を参考にしてください。また、登校する際には、「証明書」または「報告書」を持参し、担任に提出してください。「証明書」や「報告書」の代わりに「診断書」を使用する場合は、所見欄に「病名」「医師が登校停止を指示した期間（発症日および登校停止期間）」を明記していただいでください。

(1) 「提出書類」には、3種類あります。(状況により、提出する書類が異なります。ご注意ください。)

① 「学校感染症罹患・治癒証明書」（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外）（様式2）

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症に罹患した場合に使用する書類です。登校停止の期間は、第1種感染症の場合は“治癒するまで”、第2種・第3種の場合は“他への感染のおそれがないと認められるまで”です。

担当医師に記載をしていただき、お子さまが登校した際に担任へ提出させてください。

② 「インフルエンザ 罹患証明書」（様式3）

医師の診察の結果、インフルエンザに罹患し、またはかかっている恐れやかかる恐れがあるために登校停止の指示が出た場合に使用します。

保護者が「インフルエンザ 罹患証明書」の記載をし、お子さまが登校した際に担任へ提出させてください。インフルエンザの「出席停止期間のめやす」は、「発症から5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」です。「罹患証明書」に掲載の表を参考にしてください。

③ 「新型コロナウイルス感染症 罹患証明書」（様式4）

医師の診断またはPCR検査等の結果、新型コロナウイルス感染症に罹患し、またはかかっている恐れやかかる恐れがあるために登校停止の指示が出た場合に使用します。

保護者が「新型コロナウイルス感染症 罹患証明書」の記載をし、お子さまが登校した際に担任へ提出させてください。新型コロナウイルス感染症の「出席停止期間のめやす」は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」です。「罹患証明書」に掲載の表を参考にしてください。

※症状軽快の状況などがご不明な場合は、学校までご相談ください。

※登校再開後、発症後10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いいたします。

(2) 「証明書」の受け取り

学校ホームページからダウンロードしてプリントする方法、学校からご家庭にメール等または郵送する方法があります。メール等または郵送を希望する場合は、担任にお伝えください。

※法令等の改正により内容に変更が生じた場合は、学校ホームページに掲載のものを更新いたします。

詳細につきましては、学校までお問い合わせください。

学校で予防すべき感染症および登校停止期間の基準

区分	感 染 症 名	登 校 停 止 基 準	
第1種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱 痘そう	
	南米出血熱	マールブルグ病 ジフテリア	
	ラッサ熱	急性灰白髄炎(ポリオ) ベスト	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る)		発症から治癒するまで
	特定鳥インフルエンザ(病原体の血清型がH5N1及びH7N9に限る)		
	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS(マーズ)コロナウイルスであるものに限る)		

区分	感 染 症 名	登 校 停 止 基 準
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症後5日を経過するまでは登校停止。
	新型コロナウイルス感染症	発症した翌日(発熱の翌日を1日目として)から5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで。(発症後5日を経過するまでは登校停止。)
	百日咳	発症から特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	発症から解熱した後3日経過するまで。
	水痘(水ぼうそう)	発症から全ての発疹が痂皮化(かさぶた化)するまで。
	風しん(三日はしか)	発症から発疹が消失するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症から、耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	発症から、主要症状(発熱・咽頭炎・結膜炎など)が消退した後2日を経過するまで。
	結核	発症から、学校医その他の医師により感染の恐れがないと認められるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	〃
第3種	流行性角結膜炎	喉の症状が軽減してからも感染力が残る場合があるため、医師により感染の恐れがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	〃
	腸管出血性大腸菌感染症	有症状者では、医師において感染の恐れがないと認められるまで。
	コレラ	治癒するまで出席停止が望ましい。
	細菌性赤痢	〃
	腸チフス・パラチフス	〃
その他の感染症	マイコプラズマ肺炎	発症から、感染力の強い急性期が終わり、全身状態が回復するまで。
	感染性胃腸炎	発症から、下痢、嘔吐症状が消失し、全身状態が回復するまで。
	溶連菌感染症	発症から、適切な抗生物質治療がなされ24時間を経て全身症状が回復するまで。
	手足口病	本人の全身状態が安定している場合は登校可能。
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力はないので、発疹のみで全身状態の良い場合は登校可能。
	上記以外にも「その他の感染症」はあるが、「その他の感染症」は学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、緊急的に第3種感染症として措置をとるためのものである。そのため、登校停止の指示が校医、その他の医師から出た場合のみ、登校停止の扱いをする。	

* 伝染性軟属腫(水いぼ)、頭じらみは「出席停止」の必要のない感染症」としています。

* 「新型コロナウイルス感染症」は、令和5年5月8日より第2種の位置づけに変更となりました。